

近世山伏山町の権威利用と差別化 —聖護院・七條左京—

齊藤 久子

はじめに

本論考は、山鉾町の1つである山伏山町の権威利用と、その差別化の目的について考察していくものである。主に見ていくのは大仏師であり帯刀人であった七條左京。そして、聖護院との関係である。

帯刀人に関する先行研究として熊谷光子が、近世後期の権威利用に関して吉岡拓氏が挙げられる。以下、その概要を記す。

まず熊谷の論文「帯刀人と畿内町奉行所支配」から見ていく¹。帯刀人は三つの異なる身分階層の者から成り立っている。三種類の帯刀人はそれぞれの身分階層に応じて帯刀のあり方が規定されていた。1つ目の帯刀人は武家方、公家家来であり、常帯刀を許可されていた。身元保証は「主人」であり、2つ目の帯刀人は町人の帯刀人であり、非常帯刀であった。彼らは他の町人と変わらず町人名で町の人別帳に登録されており、「主用」を勤める時にだけ苗字を名乗り、若党を従えることを認められた武士であった。3つ目の帯刀人は、儒医・検校・浪人・修験道といった人々であり、儒医等帯刀であった。彼らは常帯刀、非常帯刀どちらもあり、身元保証は「諸寺院并師匠同学」が行っており浪人もここに分類される。人別は居住町の人別帳にみられ、まとめると、人別が「主人」に属する家来が常帯刀の者、人別が町に属する町人の帯刀人が非常帯刀および儒医等の帯刀人である。その他、禁裏被官があり、禁裏被官においても町職を持つ被官は町人の帯刀人であり非常帯刀、町職を離れた被官は武士の帯刀人であり常帯刀、という原則は守られていた。帯刀人だからといって町人役の免除対象となることはなく、等しく軒役負担者であった。

次に、吉岡の論文「近世後期における京都町人と天皇」を見ていく²。吉岡氏はこの論文の中で「天皇・朝廷と関係性を持つとした京都の町人達がどのような方法によってそれを実現・継続したのか」「なぜ天皇・朝廷との関係性を志向したのか」「天皇・朝廷とはいかなる存在であったのか」という3点について考察されている。それらを見ていくにあたって氏は、船鉾町と占出山町の例を出している。

前者の船鉾町の神功皇后神面・腹帯献上の例では、下賜されたのは菊御紋付提灯や文匣^{ぶんこう}など紋付の品物や、初穂料や灯明料といった少額な金銭のみだった。神面・腹帯の献上は支出の観点からすると割に合うものではなく負担超過だったとする。ではなぜ献上を行っていたのかというと、「天皇・朝廷との関係性を維持することで船鉾や神功皇后像の価値を高めようという意図に基づいていた」ためであるという。他にも天皇・朝廷と関係性を持つとした町として後述の占出山町、役行者町、太子山町、そして本論考で取り扱う山伏山町が挙げられている。天皇・朝廷との関係性を構築しようとした理由は、「身分上位者との関係性を強化・再編することで社会的威信を獲得しようとする動きがこの時期より活発化」したためであるという。そしてそれは「おそらく家綱政権以降の幕府が安定した支配秩序を構築する目的から儀礼や格式を重視する方針に転換したこと」と関係していると推測されて

いる。なぜ天皇・朝廷からの帰依を受けることが船鉾や神功皇后像の価値を高めることになるのかというと、天皇・朝廷を特別な存在として捉える意識が京都の町人達の中に存在していたためであるという。

次に、後者の占出山町の例からは天皇・朝廷への感覚を考察されている。菊御紋を「何となく自然と相憚るものと捉える感覚」と表現している。「非常に曖昧な言葉であるが、これこそが」「占出山の住民にとっての菊御紋に対する素直な感情」ではないかと推測されている。その理由として、「京都の町人達は」光格天皇の即位により再び活発化した「宮中行事再興からの影響を受けながら、日常生活の中で天皇と自分達が別種の存在であることを絶えず確認させられていた」ためであるという。

先行研究を通じていくつか疑問が浮かび上がってきた。まず熊谷氏の帯刀人の論文に関してだが、氏の論とは異なるのではないかと、という点である。帯刀を保証する「主人」とは誰を指しているのか。次章で見ていく七條左京は地下役人だが、帯刀の免許にあたり朝廷に対してではなく輪王寺や比叡山に対して助力を請うている。次に吉岡氏の権威との関係性の論文に関しては、権威とのつながりを持つと行う行為、由緒をひとまとめにして論じている点である。由緒の方向は一方向に限らないのではないかと。

本論考では、史料として主に山伏山町文書を使用し、鯉山文書や北観音山文書も併せて活用していく。1では仏師であり帯刀人でもあった七條左京に焦点を当てて見ていく。山伏山町の概要、仏師としての事績、帯刀人としての七條左京、七條左京と山伏山町の関わりを、近世後期の七條左京である七條康教家が山伏山町を去る明治初期まで分析している。2では聖護院に焦点を当てて見ていく。聖護院の概要、山伏山町が薄紫色総結袈裟の寄付を願った文書を取り上げ、関係する人物である雄仁親王と光格天皇にも着目している。

1. 七條左京と山伏山町

1 山伏山町について

山伏山町とは、祇園祭の山鉾町の1つであり、室町通蛸薬師から錦小路までの両側町である³。町名の起源は祇園祭において、修験者浄蔵貴所が大峯に登山する形状を模した人形をのせているためである⁴。浄蔵貴所は平安期の学者である三善清行の子であり、超人的な逸話が残されている⁵。その逸話には、八坂法観寺の五重塔が傾斜しているのを法力によって祈り直した、というものがある⁶。都市の疫病祭である祇園会には疫病神に打克つ強い呪力が求められていたためか、浄蔵貴所の験力にも期待が寄せられた⁷。山伏山の山伏は、元は単なる山伏の峯入を表したものだだったが、山伏の支配が二分されたため、浄蔵貴所の像として本山派の山伏の姿となり、服装や有髪も本山派に改められることになった⁸。神仏習合の信仰を伝える山であり、祇園祭期間には聖護院山伏の巡拝が行われている⁹。祇園祭では応仁の乱以前から山伏山を出している¹⁰。居住していた人物として仏絵師、大和郡山藩松平日向守呉服所徳屋、七條左京がおり、石津灌園は山伏山町の生まれである¹¹。戸籍写によると、住人は約118人である¹²。山伏山町内に安置されている地藏菩薩があり、「円地藏菩薩縁起」というその地藏の縁起を記した由来書によると定朝の手によるものであるとある¹³。これは壬生の地藏菩薩と同作である。言い伝えによると治安年中(1021～1024)に皇太后宮である上東門院(一条天皇中宮彰子)が定朝に作らせたものである。後節で取り上げる七條左京は定朝の系譜に連なると主張しており、山伏山町に居住していた理由の一つに挙げられるのではないかと推測される。

2 大仏師七條左京について

七條左京という名は特定の個人を指すのではなく、七條仏所に所属する仏師が継承する名であると

考えられる。本論考では、近世後期の人物を七條左京と書くが、必要に応じて本名を記す。七條左京とは山伏山町に居住していた仏師であり、帯刀人でもあった人物である。まずは、仏師としての立場から見ていきたい。

2-1 仏師としての事績

七條左京は由緒として主張するところによると、「京仏師の祖」といわれる定朝の系譜に連なるとある。¹⁴後述するが、作業は山伏山町の住居と同じ場所で行っていたと推測される。

東寺大仏師職については、根立研介の研究からつぎのようにまとめることができる。¹⁵鎌倉時代以後江戸時代初期頃まで原則として代々慶派・七條仏師に受け継がれていったものである。東寺大仏師職の「職」というのは職業をさすものではなく、東寺大仏師職に関わる財産や権利、これらを伴う地位といった概念も加わったものである。元来は工人と同じく大仏師職も造営や修造などに関わる仕事の独占権と考えられるが、中世を通して変質していった。工人によって代々継承されていくとともに、売買の対象となるように変化した。中世末期には一度付与された権利は永代のものである、という觀念や支証主義的な觀念が普及するようになった。東寺大仏師職は、他の大仏師職とは異なり特定の寺院の仏像の新造や修造に関する権益以外にも、長者拝堂の儀礼に参加した際に下行物を受け取る権利があるなど、特別な権利があったということである。仏師が僧綱位を有することもあってか特別な工人と見なされており、補任料も他の工人に比べ高額となっている。

また川上潤は七條仏師・七條仏所の展開を概観している。¹⁶それによると、京都の東寺講堂の大日如来像は七條仏師康珍によるものであり、東寺大仏師職を保持していた。東寺大仏師職は湛慶以後慶派・七條仏師の正系に原則として継承されていったものであり、真言宗の根本道場である東寺に関わる仏像の新造や修造の権利は東寺大仏師職にあった。七條仏所は江戸前期に至るまで京都を代表する仏所としての地位を保持したが、室町時代に造形の形骸化が進行する。その沈滞を破ったのが七條康正であり、この人物が父康秀と共に元亀2年（1571）に制作したのが京都醍醐寺の薬師如来像である。東寺大仏師職は、これを保持することが慶派・七條仏師の正系を保証するものと見られていたようであり、時に売買や争論が行われた。東寺大仏師職は仏師としての技量によって決まるのではなく、運慶の子孫として正統性があるかどうかで補任が決まった。そもそも、慶派・七條仏所は鎌倉時代末頃から流派が分立し、時代が下るにつれ分裂状態になっていった。南北朝時代以後は七條西仏所が正系となったが、応永27年（1420）に東寺大仏師職に補任された康秀の晩年頃から七條西仏所の活動は停滞した。寛正2年（1461）に東寺大仏師職を康永が買得すると、正系は七條中仏所へ移動した。

七條左京あるいは定朝の系譜であると推測される人物の作品は、全国各地にも、祇園祭の山鉾に関するものでも複数見られる。まず全国に見られる七條左京あるいは定朝の系譜と推測される作品を、次に山鉾町に関わる作品を列举していきたい。

最初に、栃木の輪王寺には、七條仏師康音の作品として、寛永16年（1639）の羅睺星立像、同じく寛永16年の五大尊像、寛永17年の天海僧正坐像がある。¹⁷羅睺星立像は徳川家康の25回忌に造立されたものである。五大尊像はもと輪王寺護摩堂に安置されていた像であり、これも家康25回忌に際して天海が注文した諸尊像中のものである。この他七條康知の作品として慶安5年（1652）のものと思われる四夜叉神立像、徳川家光坐像、七條康乗の寛文11年（1671）釈迦如来坐像がある。輪王寺は宝暦9年（1759）に七條左京が常帯刀の許しを得た寺でもあり、造像にあたっても関連があったことが分かる。

また、福岡県福厳寺の釈迦三尊像の釈迦如来（制作年不明）は七條康祐作である。そして、香川県根香寺の五大尊像のうち大威徳明王（制作年不明）は七條仏師康知の弟子佐々木内匠作である。

では次に、山鉾町に関わる作品について、以下7点を年代の古い順に取り上げていきたい。①蘆刈山の人形、首の墨書に「天文六丁酉年六月運慶之玄孫式部卿法印康運作」と記されており、天文6年

(1537)に大仏師康運によって造られたことが分かる。¹⁸天文の災火によって焼失する以前の人形は「春日仏師の作である」と伝えられている。

②橋弁慶山の弁慶と牛若の人形、永禄6年(1563)6月七條大仏師康運が再興したとある。¹⁹弁慶の丈はおおよそ6尺余、牛若の丈はおおよそ5尺余である。

③北観音山の韋駄天、これは修繕であり、制作者は大仏師法橋定春と推定される。²⁰北観音山文書によると、韋駄天を3ヵ所繕ったので金300疋を代金として受け取った旨の証文が天保2年(1831)に出されている。修繕した当時の法橋七條左京は「正統三十三世」と記されており、²¹七條康教が「正統三十五世」を名乗っているため康教の祖父にあたる人物であろうと考えられる。²²

④函谷鉾の稚児人形「嘉多丸」、天保10年の作品であり、この時の七條左京は後述する七條康教か、あるいはその父と考えられる七條康敬のことをさすのではないかと推測される。²³人形費用は革棚町、天神山町、山伏山町、善長寺町、童侍者町、北袋屋町、西錦小路町、菊水鉾町といった近隣の町内から寄進されている。²⁴

⑤山伏山の浄蔵貴所、山伏山町の浄蔵貴所峯入形容人形は、木彫は古老相伝えることによると運慶の作といわれ、明治8年5月の「山伏山町町神事器具録」によると岩座は七條法眼忠圓の作であるという。²⁵しかし、若原史明によると、浄蔵貴所の人形は年号が符号しないため江戸初期頃のものと思われる、2代目の作品と考えられるとある。²⁶首は享保7年(1722)に大仏師忠圓が模作して代替したが、古い方を使用しているとのことである。この大仏師忠圓は岩座の制作者である七條法眼忠圓のことではないかと推測される。

⑥鯉山の浪形、明治11年七條康教が修繕し、費用16円50銭の内金3円は借用している。²⁷作者も七條康教であり、新調制作時の「浪のひな形」も保存されている。²⁸七條康教は明治9年開催の第5回京都博覧会に出品している。明治11年時点では既に七條康教は死亡しているが、誤記や「康教」の名を襲名している可能性がある。²⁹³⁰

以上のことから、七條仏師の作品は全国に残され、特に輪王寺に多く、七條仏師は輪王寺とつながりを持っていたことがうかがえる。山鉾町にも作品が残されており、山伏山町以外にも存在することから、山鉾に関わる造像を行う人物が町内に居住している、という点は山伏山町にとっては利点となるのではないだろうか。

2-2 帯刀人としての七條左京

次に、帯刀人の側面から見ていきたい。宝暦9年(1759)「七條左京先例常帯刀御案文」(史料翻刻①)には請書、常帯刀を許可された由緒、帯刀を願う口上、帯刀許可の経過説明、口上書、御請書などが記されており概観する。³¹

これまで比叡山の由緒により常帯刀であり、日光宮(輪王寺宮公啓法親王)の許可を得て公儀へ常帯刀を願っていた。宝暦9年3月山門(比叡山)執行代より奉書と執当添状を京都西町奉行松前順広へ差し出したところ、同4月14日より西役所へ親左京が呼び出された。今回の常帯刀について東叡山寛永寺より奉書が到来したが、親左京の際の請書・伺書はどのようなものかの問い合わせであった。この執当は僧の職名の一つで諸堂の設備や諸役の補任などをつかさどる職名、執行は上首として寺務を行う僧職であるから執行代はその代理かと考えられる。この当時の執当は深海、あるいは空潭という人物であると推測されるが、執行代は不明である。³²³³

つぎに、西役所への伺書「口上」は、従来山門の由緒があり常帯刀である、今回門主(比叡山の座主、輪王寺宮公啓法親王か)から親左京と同じく一代限りの常帯刀を許可すると三執行代より沙汰があり、その請書に関する伺いである。

それに対して、5月7日西役所で請書様式は自由であると指示があり、同7月5日山門執行代へ左京が呼び出され、常帯刀許可が江戸表(東叡山か日光宮)から許可が出たので、翌日西町奉行松前順

広へ山門の指示書を提出した。口上書には、7月5日山門三執行代より、日光宮から一代限り常帯刀の許可が出たので、奉行への帯刀許可願である。そして、同7月一代常帯刀の請書、巳4月の添状、町奉行所に出されたと思われる口上が続く。

つまりこの文書によると、七條左京は大仏師という地位で代々帯刀が許可されており、親も認められていたので先例と同じく自分も認めて欲しいという内容だったといえる。

しかし、文政5年（1822）には、日光宮と奉行より常帯刀を許可されたが、町内では帯刀しない、これまで通り町法に従い、違反しないとある。³⁴常帯刀は許可されたが、町内では帯刀しないということに従っていた。町法によって、町の中での帯刀は禁止されていたと推測される。

2-3 明治期の七條左京

そして、明治元年（1868）「御断書」によると、田中村に領地を所有し、正暦2年（991）以来、勅命により大仏師職家領を田中村7石2升7合9勺拝領した、³⁵とあるが正暦2年というのは平安期の年号であり、石高制で単位が記されているため近世以降のことと思われる。定朝からの「正統三十五世実子相続」とあり、正当な後継者であることを強調している。ただ、戸籍写には七條左京家は「天台宗」と書かれており、東寺は真言宗である。³⁶後述するが近世後期の七條左京の祖康弁が寛保2年（1742）に時宗金光寺に土地を寄進したこともあり、近世初期から転換した可能性がある。

明治期に入り、七條左京は「左京」と名乗ることをやめ七條康教となった。³⁷山伏山町文書の地図によると七條康教家は町の東側に蛸薬師通から7軒目に住んでいたと考えられる。間口は1間であり、2間家が5軒、4間家が1軒ある中で広いとはいえない。根立によると、仏師が構えている恒常的な工房以外にも臨時の工房がしばしば設置された³⁸とあり、近世後期に設置されたかどうか不明であるが、住居とは別に工房を持っていた可能性もある。

また七條仏所は時宗と関連があったが、七條康教家は天台宗盧山寺の檀家である。時宗との関係は正安3年（1301）に七條仏所の一部を七條仏師康弁が寄進し、その土地に七條道場金光寺ができた、³⁹というものである。室町幕府の保護を受けて寺勢は拡大したが、明治41年に廃絶した。七條仏所は天正年中に豊臣秀吉によって四条烏丸の地へ移転させられた。⁴⁰明治5年頃の七條康教は士族、43歳、父七條康敬であり、後妻たね31歳と長男彦一7歳、長女きお3歳の4人家族である。⁴¹たねは明治6年3月上黒門町伊東家より嫁いでいる。山伏山町では、全25軒中「商」22軒、「医業」「雑業」各1軒であった。

明治初期の主に死後譲状をまとめた文書によると、この七條康教という人物の死後息子の彦一と娘のきおに宅地は譲られた。⁴²戸籍写には七條康教家の修正前の文書も挟み込まれており、そこには後妻の名が記されていない。⁴³明治7年「印鑑録」によると、七條康教は明治8年平田氏に家屋敷を譲渡し梅忠町に移転したとある。⁴⁴

このように、明治に入ると七條康教は左京と名乗ることをやめ士族となり、明治8年には山伏山町から転出する。しかし、明治9年に第5回京都博覧会に出品していることからやはり当時高い技術をもった人物だと知られていたと考えられる。

3 七條左京と山伏山町の関係

大仏師七條左京に関する京都の町触は11点存在し、その中で七條康教を指していると考えられるものは6点ある。⁴⁵「京都町触集成」所収は2点であり、以下見ていく。まずは文化11年（1814）7月12日の触である。⁴⁶七條左京が「此度日光御神忌ニ付大切成御用之品仕立候間」、近辺の人間は火に気を付けるように、というものが出されている。徳川家康は元和元年（1615）に死亡しており、「此度日光御神忌」というのは家康の200回忌であると推測される。

次に、天保12年(1841)7月21日に「大切成御用之品仕立候間」は火の元に気を付けるようにと出された触である。⁴⁷山伏山町に居住する大仏師である七條左京が作業するので周囲の住民は気を付けるように、ということである。七條左京は山伏山町に居住するだけでなく作業も住居と同じ場所で行っていたと推測される。

同様の内容の触として、天保12年「堺町二条上ル町絵所木村了琢隣家御用場二而」「御用之品仕立候間」は近辺の人間は火に気を付けるように、という内容のものが出されている。⁴⁸この木村了琢という名も七條左京と同じく世襲名であると推測される。

他4点は、①天保12年7月12日、左京が大切成御用品を仕立てるので、火の用心、出火の際の消火指示。⁴⁹②天保12年8月28日、文恭院(徳川家斉)位牌を七條左京宅から養源院へ安置。③天保12年11月14日、大仏師七條左京方御用場から大切成御用物を江戸表へ手配。④弘化3年(1846)3月7日、広大院(徳川家斉の正室)位牌を七條左京宅から知恩院へ安置する、という触である。①は天保12年7月12日触と同様である。また、②④の触からも、位牌を七條左京宅から移動とあることから、七條左京が自宅と同じ場所で作業していたのではないかと推測される。

七條左京は、山伏山の像の作者が系譜に連なる運慶、法眼であることとも関係して山伏山町に居住するようになったのだろうか。七條左京が帯刀人であることよりも、仏像を制作する大仏師、幕府より將軍の位牌などの制作を行う人物が居住するということが山伏山町にとっては重要だったと推測される。先述した、他の山鉾町の像も制作しているという点も、山伏山町にとって利点となり得るのではないだろうか。

2. 聖護院と山伏山町

1 聖護院について

聖護院と山伏山町の関係を考える前に、まず聖護院の概略について見ていきたい。⁵⁰聖護院の開創は寛治4年(1090)、増誉が白河上皇の熊野山臨幸の先達となり、初めて熊野三山検校職に補されたことである。康和元年(1099)当時は白川房と呼ばれており、聖護院という号の初見は『兵範記』保元3年(1158)10月20日条である。当初は藤原氏一門が聖護院の住持となっていたが、後白河天皇の皇子である静恵親王^{じょうえしんのう}が入ったことにより宮門跡となった。鎌倉時代中後期から室町時代にかけて聖護院門跡の地位が安定し興隆したものの、応仁の乱により焼失し、聖護院は京都北部の長谷に移った。しかし、文明19年(1487)4月24日に強盗が打ち入り焼かれ、永禄年間(1558～70)頃、烏丸上立売に再興された。

その後、天正16年(1588)10月26日に台所が火災に、元和6年(1620)2月30日に京都に大火があり、聖護院も類焼して記録を焼失したという。延宝3年(1675)11月25日にも京都に大火があり、聖護院も類焼、翌年に平安時代の故地である現在地の平安神宮の北側辺に移転した。天明8年(1788)の京都大火で内裏も炎上し、光格天皇は下鴨を経て聖護院に入った。光格天皇自身踐祚する以前は聖護院に入室しており、寛政2年(1790)11月まで3年間、聖護院は仮皇居であった。その後嘉永6年(1853)4月6日にも禁裏が炎上したため孝明天皇と祐宮(明治天皇)が聖護院に遷幸している。慶応4年(1868)、明治維新にともなって雄仁親王が勅命によって復職した上で嘉言と号し、海軍総督も務めた。この雄仁親王は天保10年(1839)に入峯を行い、最後の門跡でもあり、後述したい。明治4年(1871)には太政官によって門跡が廃止、寺領も上知された。維新政府により神仏分離令と修験道廃止令が出されたことにより天台宗寺門派の寺院として存続することになったが、昭和21年(1946)に独立して修験宗を起し、昭和36年には本山修験宗と改めた。

修験道が本山派・当山派に分けられたのは近世初頭のことであり。⁵¹慶長18年(1613)に徳川家康が聖護院門跡と醍醐寺三寶院門跡を本山派・当山派の本山として公認し、配下の山伏を組織化する保

証を与えた。両派の山伏は役銭の伴う入峰修行が義務となっており、修行ののち補任が門跡や院家からなされることによって山伏としての身分が得られる仕組みになっていた。天台・真言・法相宗の伝統的な門跡寺院に対抗させるように慶長 12 年（1607）に知恩院門跡（浄土宗）、明暦元年（1655）に輪王寺門跡（日光門主・寛永寺住持兼帯）が幕府により設立された。輪王寺門跡が途絶えそうになると、他から宗旨替えをしてまで継がせたこと⁵²から、輪王寺が優遇されていたことが分かる。

2 聖護院と山伏山町の関係

2-1 権威との結びつき

先行研究でも挙げたように、18 世紀中頃以降に天皇・朝廷との関係性を構築・維持し、社会的威信を獲得する動きがあった。山伏山町においてもその動きはみられ、天保 12 年（1841）に山伏山町の所有する浄蔵貴所人形の結袈裟が破損したため、聖護院へ寄付を願い出た。以下、その経緯を詳細に見ていきたい。

まず「聖護院御宮様御寄附薄紫色総結袈裟御記録」（史料翻刻②、(2) 頁掲載）には、浄蔵貴所の袈裟が破損したことからはじまる。これまでは白糸金蘭浅黄色の袈裟だったが、これは聖護院御袈裟所岡田但馬掾より寄附され、天保 10 年から再び寄付を願い出ている。天保 12 年に岡田から町内の伊勢屋源助に話があり、元来浄蔵貴所の御殿である聖護院と格別の御縁、それは薄紫色総結袈裟である程の御縁である。これまでの平山伏の袈裟は不相応であるため、聖護院へ薄紫色総結袈裟の下賜を願い出た。

願書は、森御殿（聖護院）の役人宛、山伏山町の年寄平兵衛、五人組源助、町惣代彦兵衛、御袈裟所岡田連名である。そこには、山伏山町は以前から浄蔵貴所人形を守護し、例年祇園祭で尊敬し、山伏山と称してきた。浄蔵貴所は本山派であり、前々から浅黄色の袈裟を着用していたが、破損したため先年から岡田に相談していた。聖護院から総袈裟を寄付して欲しいと願い出ている。伊勢屋源助、越後屋利右衛門、岡田が願書を持参し聖護院へ出勤し、対面所において岩坊、雑務から許可が伝えられた。6 月 5 日朝 5 ツ時より聖護院へ岡田と伊勢屋が参上し、対面所で薄紫色総結袈裟壺状の箱入が渡された。

そのときの免状には、山伏山町は往古より浄蔵貴所人形を守護してきたので、白地金蝶薄紫色総結袈裟を寄附するとある。6 月 10 日朝 5 ツ時に、岡田、年寄平兵衛、伊勢屋が御礼に行き、聖護院宮へは銀 100 匁、奉書巻熨斗こんぶ、修験御奉行小野沢岩坊へ金 2 朱、こんぶのし付、今大路雑務、今大路師へ金 2 朱、修験御取次方木田正親、玉木要人へは銀 5 匁を献上した。岡田へは上白砂糖 2 斤箱入を礼として贈った。

坊官に対しても金銀が献上されたのは、吉岡も述べているように、身分上位者との仲介者との関係を維持する必要もあったためと推測される。袈裟所である岡田但馬掾は本山修験の袈裟所であり、京烏丸六角下ルに店があった。興意親王から袈裟所を拝命し、寛文 5 年（1665）に菊御紋袈裟所を免許された。修験道で用いるすべての法具・法服は、全て正しい故実法規に拠るべきものであり、みだりに坊官に濫造を許さないとして、岡田但馬調達以外の袈裟は堅く禁じられた。岡田但馬は天保 10 年の雄仁親王入峯の際に御手当金を調達したことを賞せられて、帰洛後の 10 月 26 日に蔵米 10 俵を与えられている。このように、結袈裟は聖護院より下賜されたが、それ以前に使用していたものも聖護院下賜とある。

結袈裟の寄付を求めたのがなぜ聖護院だったのか、という理由だが、浄蔵貴所が本山派であったことは後に付加されと推測される。先述したように、修験道が 2 つに分かれたのは近世以降であるため、平安期の人物である浄蔵貴所と時代が違う。戸籍写によると七條康教家は天台宗だったということが関連しているのではないか。浄蔵貴所の人形を作ったと伝えられる運慶の系譜に連なる七條左京が天台宗ならば、となったと考えられないだろうか。

破損したという白糸金蘭浅黄色の袈裟だが、「白糸金蘭」が白地金襴のことだとすると、これは赤地金襴の免許者しか願い出ることができない⁶²。赤地金襴は、白地の次に重用されており、その次が桃地であった。また浅黄色は萌黄色に次いで珍重された色であり、延享3年(1746)「袈裟総色目定書」によると諸先達の色目とされたが、実際には先達専用ではなく数多く免許された。寄附を願った薄紫色は、延享3年「袈裟総色目定書」になく、文化13年(1816)「袈裟総色目定書」には竈門山座主の専用として出されている⁶⁴。竈門山は福岡県太宰府市の天台宗の寺である竈門山寺かと推測される。天保3年(1832)「本山修験宗掟書」によると色衣は貴種の輩が官寺の住侶となり、または奉公の忠勤によって恩賜されるものであって由緒のない凡卑の輩が望んではならず、許可なく着用すれば処罰される⁶⁵。一方で文久2年(1862)、仙台東光院霞下の修験者が多く准年行事職に昇進した際、格式の身分不相応のため木蘭色衣・浅黄色衣等のうち、追々着用を願い出るよう達している⁶⁶。

色衣の補任は聖護院の財政にも直結していた。延宝6年(1678)の聖護院坊衆が袈裟所但馬入道宗和に下達した定書には、紺坊、浅黄房、桃地以外、具体的な房色が無い⁶⁷。延享3年、同じく聖護院坊官衆が御袈裟所岡田但馬に下達した定書によると、11色が掲げられ一覧化された形で総色目が見られるようになる。この段階では峯中出世は時宜によって格別とされたために定まった色がなかった。金襴地結袈裟の補任は本山方にとって聖護院門跡の専権という意識があり、金襴地結袈裟の補任をめぐった当山方との訴訟に敗訴した後も聖護院門跡より補任される大補任だった⁶⁸。

以上のことから、これまでは白糸金蘭浅黄色の袈裟であったが、平山伏の装束であり浄蔵貴所人形にふさわしくない、と山伏山町は主張している。しかし、白糸金蘭浅黄色の袈裟は求菩提山座主や先達の袈裟であり⁶⁹、平山伏の袈裟といえない。

2-2 雄仁親王と光格天皇

まず、山伏山町が聖護院に結袈裟の寄付を願い出た際に門跡であった、雄仁親王に関して詳述する。雄仁親王の実父は伏見宮貞敬親王王子、実母は家女房、万寿宮の付弟となる。元は万寿宮が盈仁親王⁷⁰の付弟だったが天保2年(1831)に死亡したため、雄仁親王が聖護院を相続し光格天皇の養子となり、盈仁親王の付弟となった。天保3年に親王宣下し、名を嘉言とした。天保10年19歳で大峯に入峯し、この際、蓮光院義盤・養仙院義方(政朝)は病気のために不参し、代勤料300両を薩摩藩が納めている。聖護院門主の入峯は平安時代から繰り返され、近世には一世一度となった。平均して30年に1度行われ、幕府から1000両を下行される盛大な行事だった。近世の門跡の入峯では、全国の本山修験に指示があり、出立当日まず宮中へ参内し、入峯は熊野まで及んだ。日程は3ヵ月が恒例であり、出峯してからは宮中へ参内し加持、後日江戸へ下向し将軍を加持した。嘉永6年(1853)に禁裏が炎上した際には、孝明天皇、祐宮(明治天皇)とともに聖護院へ遷幸している⁷³。

次に、光格天皇は明和9年(1772)聖護院宮忠誉親王⁷⁴の付弟となったが、安永8年(1779)後桃園天皇の死に際し養子に立てられ践祚したため、聖護院宮になることはなかった。この忠誉親王は元文2年(1737)に入峯を間近に控えた17歳で病気のため照高院へ隠居しており、その後も入峯することなく死亡した。忠誉親王薨去の際には天明8年(1788)4月11日から3日間廃朝した⁷⁵。

門跡の入峯について首藤の分析によると、雄仁親王の先代盈仁親王は文化3年(1806)年に35歳で入峯、先代増賞親王は宝暦7年(1757)に24歳で入峯している⁷⁷。その前の忠誉親王が病弱であったため、元文2年(1737)9月7日、聖護院は院家・諸先達に、聖護院宮は先例として19歳で入峯したが、近代は入峯した親王が相次いで若くして亡くなっており、忠誉親王の入峯は例を改めて20歳以後に修行するよう禁裏の通達があった。道寛親王は寛文5年(1665)に19歳で、道祐親王は貞享4年(1687)に18歳で、道尊親王は元禄6年(1693)に19歳で、道承親王は正徳3年(1713)に19歳で入峯している。しかし、道寛親王は30歳、道祐親王は21歳、道尊親王は31歳、道承親王は20歳で亡くなっており、道承親王の次の忠誉親王は先述のように入峯することなく死亡している。

そのため忠誉親王ののち二代は入峯が遅くなったのではないかと考察している。

おわりに

本論考は、山伏山町の権威利用と、その差別化の目的について考察することを目的としたものである。それにあたって、1では、山伏山町に居住しており、大仏師であり帯刀人であった七條左京に焦点を当てた。2では山伏山町と聖護院の関係について見てきた。その結果、導き出されるのは七條左京と山伏山町、そして聖護院と山伏山町は相互依存の関係であったのではないかと、ということである。以下、その考察を述べていきたい。

まず、一見、七條左京は町とは関係なく由緒に基づき常帯刀を認められ、大仏師職を与えられているかのように思える。しかしその実、七條仏師の東寺大仏師職としての他の工人に対する優越性は近世初期に衰退し始めており、近世後期には七條仏師といえども苦しい状況だったのではないかと。しかし、既に述べたように、大切な品の制作を任されることが重要であり、そういった品を作る人物の居住している町は信用を上げることができるという利点があるのではないかと。また、もう1つ山伏山町にとっての利点として考えられるものがある。それは、浄蔵貴所人形の正統性である。浄蔵貴所人形は運慶の作である、と伝えられているが実態は不明である。しかし、運慶の系譜を継承している七條左京が居住していれば、信憑性が増すのではないだろうか。反対に、七條左京の立場から考えれば、運慶作と言われる浄蔵貴所人形を保有する町に居住しているということは、運慶の系譜に連なる、という自らの正統性を補強することになるのではないだろうか。事実は不明であるが、必要となるのは信憑性を持って語られ、信じられるということである。それこそが、相互依存の関係、いわば双方向性の由緒なのではないかと、といえる。

また、七條左京の常帯刀願から推測される、常帯刀を免許する「主人」に関しても述べる。熊谷によると、常帯刀を免許するのは「主人」であるということだが、山伏山町文書の常帯刀願によると、地下役人である七條左京の免許を行っているのは朝廷ではない。「主人」に連なる組織、輪王寺門跡などに任されていたのではないだろうか。

次に、山伏山町と聖護院の関係は、①由緒の形成には種類がある、②由緒には一方向性と双方向性があるのではないかと、ということである。この双方向性というのは、相互関係の上に成り立っていると考えられる。一方だけでなく双方に利益がある関係である。

①由緒の形成の種類は3種類あると考えられ、「定期」「臨時」「単発」である。「定期」は毎年の献上といったような、決まりとなった儀式により由緒が形成されているもの。「臨時」は吉岡の取り上げた船鉾町の腹帯のような、あるイベント、この場合は懷妊といったことが起こった時に由緒が形成されるものである。最後の「単発」というのは、山伏山町の結袈裟のように、1回限りのものである。ただし、天保12年(1841)の山伏山町が、格別の縁のために薄紫色総結袈裟を寄附して欲しいという主張は、以前の袈裟も聖護院から寄附された可能性も指摘できる。「臨時」は機会がある程度予測できる、「単発」は予測不可能である。結袈裟の破損もある程度予測できるかもしれないが、腹帯献上よりも発生間隔が長い。

②一方向的由緒と双方向的由緒は、恩恵を享受するのが一方か両方か、という点である。一方向的由緒では由緒を認められた方が家格や正統性を補強され、利益を得る。双方向的由緒では、由緒を認められた方は正統性を補強され、認めた方は権威を誇示することができる。天保12年の結袈裟の寄附を山伏山町が願う文書では、従来は白糸金蘭浅黄色の袈裟だったが、これは平山伏の装束であり、格別の御縁があるのだから薄紫色総結袈裟を寄附して欲しい、と願い出ている。ではなぜ浄蔵貴所人形であるにも関わらず、従来は白糸金蘭浅黄色の袈裟だったのだろうか。以前と比べて更に格の高い装束を与え、山伏山町の保持している人形が浄蔵貴所人形であるということを保証することができる、

というのは聖護院が補任の元締であるということを改めて示すことができるということではないだろうか。そもそも浅黄色の袈裟は地位ある山伏に与えられるもので、聖護院にとって既知の事実である。また、天保12年は雄仁親王が天保10年に入峯してから2年であり、聖護院門跡としての実績を積み上げていく途中だったのではないだろうか。そのような時期に薄紫色総結袈裟を寄附するというのは、聖護院に加えて門跡雄仁親王の権威を確立するために有効だったとも考えられる。雄仁親王は数代ぶりに先例と同じように19歳で入峯し、周囲の期待も大きかったのではないだろうか。先代盈仁親王、先先代増賞親王は入峯が遅く35歳と24歳であり、その前の忠誉親王は入峯していない。さらにその前四代は入峯したものの若くして亡くなっている。

山伏山町と七條左京の関係の場合は、どちらが先とはいえ円環のように互いの正当性を補強し合っている。七條左京の常帯刀願から分かるように、山伏山町が聖護院の権威との結びつきを求めているのとはまた異なった動きをしている。七條仏師は輪王寺の仏像の制作にも関わっており、近世初期までは七條仏所は力を持った仏師集団だった。そのように幕府に優遇されていた輪王寺と結びつきのあった七條左京を町内に居住させていた山伏山町は、間接的に輪王寺と関係を持とうとしていたとは推測できないだろうか。

以上のことから山伏山町は七條左京と聖護院との関係を通じて他町との差別化を計り、その結果信用を得ることができたのではないか。山伏山町は商人が多く、信用は商売を行う上で必要不可欠なものである。

【注】

- 1 熊谷光子「帯刀人と畿内町奉行所支配」（塚田孝・吉田伸之・脇田修『身分的周縁』部落問題研究所出版部、1994年）
- 2 吉岡拓「近世後期における京都町人と天皇」（吉岡拓『十九世紀民衆の歴史意識・由緒と天皇』校倉書房、2011年）
- 3 下中邦彦『日本歴史地名大系』27 京都市の地名、平凡社、1979年、791頁
- 4 「京都坊目誌」新修京都叢書刊行会『新修京都叢書』20、臨川書店、1970年、83頁
- 5 吉田金彦、糸井通浩、綱本逸雄『京都地名語源辞典』東京堂出版、2013年、588頁
- 6 若原史明『祇園会山鉾大鑑』八坂神社、1982年、488頁
- 7 吉田金彦、糸井通浩、綱本逸雄『京都地名語源辞典』588頁
- 8 若原史明『祇園会山鉾大鑑』491・494頁
- 9 吉田金彦、糸井通浩、綱本逸雄『京都地名語源辞典』588頁
- 10 下中邦彦『日本歴史地名大系』27 京都市の地名、791頁
- 11 下中邦彦『日本歴史地名大系』27 京都市の地名、792頁
- 12 山伏山町文書引出 7-18
- 13 山伏山町文書別置「円地藏尊縁起」
- 14 山伏山町文書箱 2-118
- 15 根立研介「日本中世の仏師と社会」『日本中世の仏師と社会』塙書房、2006年、23・249・280・283頁
- 16 川上潤『日本の美術』494 室町時代の彫刻、至文堂、2007年、6・10・23～25・46頁
- 17 米澤泰治『日本の美術』506 江戸時代の彫刻、至文堂、2008年、1～11頁
- 18 若原史明『祇園会山鉾大鑑』540頁
- 19 橋弁慶山文書「山飾り記録」（那須明夫『橋弁慶町 帳箱の犇く文書』橋弁慶町、2016年、279・280頁）
- 20 若原史明『祇園会山鉾大鑑』1381頁

- 21 北観音山町文書DⅢ—59「七條左京韋駄天尊修繕代金受取証文」、北観音山文書DⅢ—60「七條左京韋駄天尊修繕代金受取証文」（京都市歴史資料館蔵）
- 22 山伏山町文書箱 2—118
- 23 財団法人函谷鉾保存会『函谷鉾（財団法人設立 30 周年記念）』財団法人函谷鉾保存会、1996 年、13・14 頁
- 24 財団法人函谷鉾保存会『函谷鉾（財団法人設立 30 周年記念）』14 頁
- 25 公益財団法人祇園祭山鉾連合会『祇園祭山鉾鉾金具調査報告書』Ⅰ、公益財団法人祇園祭山鉾連合会、2016 年、172 頁
- 26 若原史明『祇園会山鉾大観』493・494 頁
- 27 鯉山文書 55「証書」（公益財団法人鯉山保存会『鯉山古文書小覧』2017 年、34 頁）
- 28 公益財団法人鯉山保存会『鯉山古文書小覧』14 頁
- 29 公益財団法人鯉山保存会『鯉山古文書小覧』14 頁、京都博覧協会『京都博覧会沿革誌』上、1903 年、108 頁
- 30 山伏山町文書引出 5-683
- 31 山伏山町文書箱 1-252
- 32 西町奉行松前順広、在任期間宝暦 6 年（1756）～明和元年（1764）
- 33 宇高良哲「上野寛永寺執当譜年次考」（福井康順『天台学報』34、天台学会、1992 年）
- 34 山伏山町文書箱 1-62
- 35 山伏山町文書箱 2-118、京都府立総合資料館歴史資料課『京都府立総合資料館紀要』29・30 合冊、2001・2002 年、171 頁
- 36 山伏山町文書引出 7-18
- 37 山伏山町文書引出 5-217
- 38 根立研介『日本中世の仏師と社会』
- 39 京都府教育庁指導部文化財保護課『京都の文化財』18、京都府教育委員会、2001 年、38～46 頁
- 40 『新修京都叢書』21、臨川書店、1970 年初版、1995 年第 2 刷、47 頁
- 41 山伏山町文書引出 7-18
- 42 山伏山町文書引出 5-683
- 43 山伏山町文書引出 7-18
- 44 山伏山町文書箱 4-13
- 45 デジタルアーカイブ、京都府立京都学・歴彩館
<http://www.archives.kyoto.jp/websearchpe/>（2020 年 12 月 19 日最終閲覧）
- 46 京都町触研究会『京都町触集成』9、岩波書店、1986 年、296 頁
- 47 京都町触研究会『京都町触集成』11、岩波書店、1986 年、173 頁
- 48 京都町触研究会『京都町触集成』11、173 頁
- 49 デジタルアーカイブ、京都府立京都学・歴彩館
<http://www.archives.kyoto.jp/websearchpe/>（2020 年 12 月 19 日最終閲覧）
- 50 龍谷大学 龍谷ミュージアム・京都文化博物館・読売新聞社『聖護院門跡の名宝』2015 年、4～8 頁
- 51 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、1989 年、104～106 頁
- 52 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』87 頁
- 53 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』135 頁
- 54 吉岡拓「近世後期における京都町人と天皇」
- 55 山伏山町文書箱 2-4-1「聖護院御宮様御寄附薄紫色総結袈裟御記録」

- 56 案文として、山伏山町文書箱 2-157「乍恐奉願上候」がある
- 57 原文書は、山伏山町文書箱 2-4-2〔聖護院結袈裟寄付免状〕である
- 58 同様の文書として、山伏山町文書箱 2-156「覚」（聖護院献上金品書上）がある。他に祐筆方には銀 2 匁が献上されている。
- 59 首藤善樹『修驗道聖護院史辞典』岩田書院、2014 年、74 頁
- 60 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』岩田書院、2015 年、405・406 頁
- 61 若原史明『祇園会山鉾大観』495 頁
- 62 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』418・421 頁
- 63 首藤善樹『修驗道聖護院史辞典』13 頁、首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』427・428 頁
- 64 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』426 頁
- 65 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』439 頁
- 66 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』438・439 頁
- 67 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』408～411 頁
- 68 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』415 頁、首藤善樹『修驗道聖護院史辞典』67 頁
- 69 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』435・436 頁
- 70 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』103 頁
- 71 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』365 頁
- 72 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』33・34 頁
- 73 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』104・105 頁
- 74 藤井讓治、吉岡眞之『光格天皇実録』1、ゆまに書房、2006 年、4・28 頁
- 75 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』33・34 頁
- 76 藤井讓治、吉岡眞之『光格天皇実録』2、ゆまに書房、2006 年、520 頁
- 77 首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』33・34 頁